

10月の実施目前！＜インボイス制度＞ 必見！現場レポート



◆LTR メンバー税理士／千代田経営会計事務所 宮本 泰三氏・加藤税務会計事務所 加藤 博明氏
・株式会社 AKIA TAX CONSULTANTS 赤崎 章吉氏

2023 年は、講演会などの場でインボイス制度について話す機会が多くありました。そこで感じたのは、予想以上に皆さまが制度に対して高い関心を持ち、同時に不安な気持ちも抱いているということ。中には「悩みを共有できただけで、ホッとしました」という方も！ そこで今回は、LTR メンバーの税理士 3 名が総力を挙げて現場の声を拾い上げ、「実際にどんな不安や戸惑いがあるのか？」など、“現場のリアル”をご紹介します。

【経営者の戸惑い】

- ・経営者自身が、インボイス制度を十分に理解できていない。担当や税理士に“丸投げ”しているので、よくわからないという声も。
- ・「インボイスのない飲食店の領収書は、経費として落ちないのでは？」とは、とある経営者からの質問。ちなみに、経費として落ちます。消費税法上の仕入税額控除ができないだけで、法人税法上の損金となります。
- ・経理担当者より、「インボイス制度が始まったら、請求書と領収書を一つ一つ確認し、インボイス番号の記載有無をチェックしなければならない。業務が大幅に増えて大変です！」と困惑の声が。「どのように対処すればよいか困っています」という相談も！

【インボイス制度施行後に起こりうる問題】

- ・制度施行後、実務的な質問が多く寄せられるのではないかと、決算時に想定外の処理がされる、必要な処理がされていないなど、トラブル発覚時の不安がつきない。
- ・社員への周知と教育が追いつかない。請求書や領収書に不備がある際の対応など、経理担当者に作業の負荷がかかることを懸念している。

【下請先との関係性】

- ・もともと消費税の課税事業者の企業であっても、免税事業者の下請先を多く抱えている場合、下請先がインボイス事業者にならなかったときの対応策に苦慮している。
- ・下請先に対して一方的な取引停止や交渉を行わず、取引価格の引き下げなどをするのは、下請法や独占禁止法において禁止されている。そのため事前の協議が重要となるが、上手く事が運ぶか不安だ。
- ・下請先に外注することで人材不足を補っている場合、下請先がインボイス事業者にならなかったとしても、消費税

分を考慮し、良好な関係性を維持してゆきたい。

【不動産オーナーの悩み】

- ・相続により、共有名義で商業ビルオーナーになっているが、課税事業者でない場合、どのような請求書を作成すればよいのか。「今までどおり、外税での請求書でよいのか？」「そのまま作成し続けたら、『適格請求書類似書類等の交付禁止及び罰則』に抵触するのか？」など、頭を悩ませている。
- ・副業で、所有する土地を貸し、自ら確定申告を行う従業員がいる。インボイスに登録した場合、消費税の申告を自分でできるか不安なので、インボイス登録をしない方向で考えている。

法改正は日々施行されるため、企業側にとってはその都度大きな負担を強いられる現実もあります。一方で法改正に対応することが、企業風土や組織運営を見直す良いきっかけになることもあるようです。

たとえば、2024 年問題として話題になっている「運送・建設業における時間外労働上限規制適用」（2024 年 4 月～）は、人手不足に拍車をかけるといわれる一方、残業の削減に向け、業務改善に取り組む企業も増えています。このように、法改正を前向きに捉えることで、会社全体がプラスに動くこともあるのです。

インボイス制度にかかわらず、ビジネスに関わる法改正は今後も続きます。そこで重要なのは、経営者自らが制度を正しく理解し、会社の方向性をしっかりと明示することです。そのためには、税理士をはじめとする専門家と相談の上、どのような対策を講じるかを決め、早めに準備することが大事になります。私たち LTR も専門家として、法改正の最新情報をわかりやすく伝えることに努めてゆきたいと思っています。（税理士 宮本 泰三）

宮本氏の事務所 HP はコチラから→

